

令和8年度埼玉県民泊・旅行業・通訳案内士窓口受付業務委託
企画提案競技（プロポーザル）実施要項

令和8年2月26日
埼玉県産業労働部観光課

1 目的

本業務は、埼玉県（以下「県」という。）で住宅宿泊事業、旅行業等及び全国通訳案内士業を行おうとする者の届出・申請等に対して遅滞なく対応し、各種法令関係事務等が円滑に行われるように受付業務等を委託によって実施するものである。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 企画提案書の提出を求める業務の名称

令和8年度埼玉県民泊・旅行業・通訳案内士窓口受付業務委託

(2) 業務実施場所

埼玉県産業労働部観光課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

(3) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 業務内容

ア 窓口対応業務・電話受付業務（受付内容の記録を含む）

イ 住宅宿泊事業の届出受付業務・旅行者及び全国通訳案内士業の登録申請受付業務等

ウ 住宅宿泊事業の定期報告に係る業務

エ 住宅宿泊事業の標識発行・旅行業の登録通知発送・全国通訳案内士の登録証発送業務

オ 旅行業に関する取引額報告書の提出状況管理に係る業務

カ 旅行業法に係るその他業務（外部からの照会対応・集計業務）

キ 通訳案内士登録情報検索サービスへの登録業務

ク 業務マニュアル作成・更新

ケ その他付随する業務

コ 運営管理業務

※ 詳細は「令和8年度埼玉県民泊・旅行業・通訳案内士窓口受付業務委託仕様書」のとおり

(5) 予算（案）

16,648,500円（消費税及び地方消費税を含む）（予定）

ア 「企画提案書」記載の契約金額が、この金額を超える場合は審査の対象外とする。

イ 予定価格は別途定める。

ウ 令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき、歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき又は緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。令和8年度において当該事業費にかかる減額や削除があったときは、当該契約を解除するものとする。

3 企画提案書を提出する者に必要な資格

企画提案書を提出できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する公示（令和 6 年 7 月 19 日埼玉県告示第 833 号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務業務」に登録し、格付が A 等級又は B 等級である者。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（令和 7 年 6 月 1 日改正）に基づく入札参加停止措置を受けていない者。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、県の契約に係る暴力団排除措置要綱（令和 7 年 4 月 1 日改正）に基づく入札参加除外措置を受けていない者。
- (5) 過去 3 年間に、県又は国、地方公共団体から、本件業務又は本件業務と類似の業務を受注した実績のある者。なお、類似する業務とは、案内サービス・コールセンター・ヘルプデスクなど、住民と直接又は電話で応対し、公共サービスの提供等を行う業務をいう。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（「書類作成要領」様式第 1 号）
- イ 企画提案書（「書類作成要領」様式第 2 号）
- ウ 類似業務実績調書（「書類作成要領」様式第 3 号）
- エ 費用見積書（様式指定なし）
- オ 提案者の概要が分かるもの（会社概要等）

※ 本要項において「令和 8 年度埼玉県民泊・旅行業・通訳案内士窓口受付業務委託企画提案競技（プロポーザル）書類作成要領」は、「書類作成要領」ということとする。

(2) 提出方法

(1) の書類について、「書類作成要領」により作成し、電子メールにて提出すること。

データ容量によって電子メールが受信できないことがあるため、書類データを送信した際には、受信確認のため必ず県観光課まで電話で連絡すること。

また、電子メールで提出ができない場合は郵送での提出も可能とする。

(3) 提出先

埼玉県産業労働部観光課 総務・物産・民泊担当

所在地 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

TEL 048-830-3950

E-mail a3950@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出期限

令和 8 年 3 月 12 日（木）16 時（必着）

※ ただし、アの書類については、令和 8 年 3 月 9 日（月）正午までに暫定版を提出すること。代表者印の押印省略可とする。

※ この期限までに必要書類の全てがそろっていないものや記載内容に不備があり補正することができないものは受理しないものとする。なお、書類データについて、技術的な問題により提出できず、上記期限より前に県の了承を得ている場合はこの限りでない。

5 質問の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問のある場合は、「質問票」（「書類作成要領」様式第4号）により、電子メール等により提出すること。

(1) 質問票の提出期間

令和8年2月27日（金）～令和8年3月4日（水）

(2) 質問の回答

質問の回答は、質問者名を伏せた上で県観光課ホームページにて行う。

6 契約先候補者の選定方法等

(1) 選定方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、提出された企画提案書等を、「令和8年度埼玉県民泊・旅行業・通訳案内士窓口受付業務委託に係る契約先候補者選定委員会」において、各委員が提案内容を総合的に審査し、評価が最も高かった提案者を契約先候補者として選定する。

応募者が1者のみの場合は、以下選定基準に基づき審査を行い、適切に業務を遂行できると判断される場合は候補者として決定する。

(2) 審査結果

令和8年3月19日（木）に文書で個別に通知する。なお、当該審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

7 契約の相手方の決定方法

県は、候補者と業務履行に必要な具体的な協議を行い、協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴取し、見積書の内容を精査した上、随意契約により業務委託契約を締結する。

8 契約保証金

契約の相手方は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金(契約金額の1%以上)を納付するものとする。

ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は、これを免除する。

9 企画提案書等の情報公開

選定結果として、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。

また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

10 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込は無効とする。

- ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
- イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- オ 4(1)に定める提出書類がないもの。
- カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの。
- キ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものまたはこれを訂正していない提出書類により参加申込をしたもの。

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

歳入歳出予算の当該事業に係る金額に減額があったとき等、やむを得ない理由により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

(3) 提出書類は返却しない。

(4) 提案のための費用は、提案者の負担とする。

(5) この公募型プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

11 問い合わせ先

埼玉県 産業労働部 観光課 総務・物産・民泊担当
担当者 近藤、三浦、山口
TEL 048—830—3950
E-mail a3950@pref.saitama.lg.jp